



ントの法規を通じて国内法化され又は履行される。

第四章 国際法上の条約及び協定

第一一条(ドイツ連邦共和国の条約) この条約の締約国は、ドイツ連邦共和国を締約国とする国際法上の条約及び協定(国際機構又は国際制度の加盟国の地位を基礎づけるものを含む)は、効力を維持し、かつそれらから生じる権利及び義務は、附属書一に掲げる条約を除いて、第三条に規定する地域にも及ぶことを前提とする。個々の事例において調整が必要となる場合には、統一ドイツ政府が相手方締約国と協議を行う。

第二一条(ドイツ民主共和国の条約) 1 この条約の締約国は、ドイツ民主共和国の国際法上の条約に関して、ドイツの統一の樹立の過程において、信頼の保護、関係国の利益並びにドイツ連邦共和国の条約上の義務を考慮し、並びに自由民主的な法治国家の基本秩序の原則に基づき、ヨーロッパ共同体の権限をも考慮して、ドイツ民主共和国の条約の相手方締約国との間で、これらの継続、調整若しくは失効を取り決め又は確認するために、協議を行うことに合意する。

3 統一ドイツは、ドイツ民主共和国が加盟しているドイツ連邦共和国が加盟していない国際機構又はその他の多数国間条約に加盟することを意図する場合には、条約の各相手方締約国及びヨーロッパ共同体の権限に係る場合には共同団体との合意を行う。

第五章 行政及び法執行

業財産を含む)であつて特定の行政事務に直接に用いられていないもの(財政財産は、社会保険の財産を除いて)、加入の効力発生に伴い連邦の信託官の下に置く。ただし、財政財産が信託公社に移管され、又は信託法第一条(第一文及び第三文に従い法律により)て市町村、都市又は郡に移管される場合には、この限りでない。財政財産がおもに旧国家保安省又は国民安全保障庁の事務のために用いられていた場合には、当該財産は、一九八九年一月一日以後に既に新たな社会的又は公的の目的に充てられていない限り、信託公社に帰属する。財政財産は連邦の法律により、連邦及び第三条が規定するラントが各々その財産の価値の半分を取得するように、両者の間で分割する。ラントが取得する部分については、市町村(市町村連合)に適切な割合で配分する。これにより連邦が取得する財産の価値を有するものは、第三条に規定する地域における公の事務の遂行のために用いる。ラントが取得する部分の各ラントへの配分は、原則として、各ラントに移転する財産の総価値の割合が加入が効力を発生するときの各ラントの人口の割合(西)ベルリンの住民数は考慮しない。)と合致するように行う。第二一条3を準用する。

第二三条(債務の規定) 1 加入が効力を発生するのに伴つて、その時点までに累積したドイツ民主共和国の共和国庫の総債務は、債務の履行を行う。権利能力を有しない連邦の特別財産が引き受ける。この特別財産には、次の目的のために貸付を受ける権限を与える。

- (1) 特別財産の債務を弁済するため
(2) 随時生じる利息支払い及び信用開設の費用に充てるため
(3) 市場育成の手段として特別財産の債務名義を買取るため

第一三条(機関の移転) 1 第三条に規定する地域の行政機関及び行政又は法執行に携わるその他の機関は、それらの機関が存在するラントの政府の権限の下に入る。ラントを越える活動範囲を有する機関は、関係各ラントの共同の権限の下に入る。機関が独立して任務を遂行することができる複数の部局から構成される場合には、それぞれの部局は、それらが存在するラント政府の権限の下に入る。ラントの政府が、移行又は解散について規則を定める。一九九〇年七月二二日のラント制度導入法第二二条は、これらによって影響を受けない。

第一四条(ラントの共通機関)
第一五条(全ベルリン・ラント政府)
第一六条(ラント行政の経過規定)

第一七条(名誉回復) 締約国は、政治的理由による刑事訴追措置又はその他の法治国家の原則及び憲法の原則に違反する裁判判決の犠牲者となつたすべての人々の名誉を回復することができる立法上の基礎を遅滞なく創設するという意図を確認する。社会主義統一党の違法な体制のこれらの犠牲者の名誉回復は適切な補償規定を伴う。

第一八条(裁判判決の効力継続) 1 加入が効力を発生する以前に判決されたドイツ民主共和国の裁判所の判決は、効力を維持するものとし、第八条によつて効力を生じる法又は第九条によつて効力を有する法に従つて執行することができる。これらの法は、判決及びその執行が法治国家の原則と両立するかどうかの再審についても適用する。第一七条は、これによつて影響を受けない。
2 デイツ民主共和国の刑事裁判によつて有罪の判決を受けた者は、この条約により附属書一に従つて、法的効力を有する決定による司法上の破棄を得る個人的な権利を認める。

2 3 略

4 一九九四年一月一日から効力を生じるものとして、連邦 第一一条に規定するラント及び信託公社は、一九九三年二月二日まで特別財産に累積した債務の総額を、一九九〇年五月八日のドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国との間の通貨同盟、経済同盟及び社会同盟の設立に関する条約第二七条3に従つて引き受ける。債務の個々の配分は、一九九〇年五月八日の条約に関する一九九〇年七月二五日の法律(連邦官報 一九九〇年第二五八頁)の第二四条に従つて引き受ける債務の総額に対する各ラントの負担の割合が、加入が効力を発生する時点における各ラントの人口の割合(西)ベルリンの住民数は考慮しない。)に応じて算定する。
5 特別財産は、一九九三年の終了とともに解散する。

6 5 略

第二四条(外国及びドイツ連邦共和国に対する債権及び債務の解決) 1 加入が効力を発生するときになお存在する債権及び債務は、ドイツ民主共和国の貿易及び外貨の独占の範囲内であり又はその他の国の事務の遂行によつて一九九〇年七月一日までに外国及びドイツ連邦共和国に対して生じたものである場合には、連邦大蔵大臣の指揮及び監督の下に清算する。第一文が定める債権もまた、加入の効力発生の際に行われるドイツ連邦共和国政府の借款協定に算入する。当該の債権は、債権の価格再評価が行われる限りにおいて、連邦大蔵大臣が受託者として管理し又は連邦に移転する。

- 第二五条(信託財産)
第二六条(特別財産ドイツ固有鉄道)
第二七条(特別財産ドイツ郵便)
第二八条(経済の育成)
第二九条(対外経済関係) 1 デイツ民主共和国の拡

第一九条(行政決定の効力継続) 加入が効力を発生する以前になされたドイツ民主共和国の行政行為は、効力を維持する。これらの行政行為は、法治国家の原則としてこの条約の規定と一致しない場合には、取り消すことができる。その他の場合には、行政行為の効力継続に関する規定は、影響を受けない。

第二〇条(公務における法的関係) 略

第六章 公の財産及び債務

第二一条(ドイツ民主共和国) 特定の行政財産に直接に用いるドイツ民主共和国の財産(財政財産)は、連邦財産となる。ただし、一九八九年一月一日の目的決定によつて、基本法に従いラント、市町村(市町村連合)又はその他の行政機関が行うべき行政事務に おもに充てられるべきものと定められた財産については、この限りでない。行政財産がおもに旧国家保安省又は国民安全保障庁の事務のために用いられて いた場合には、当該財産は一九八九年一月一日以後に既に新たな社会的又は公的の目的に充てられて いない限り、信託公社に帰属する。

2 行政財産が1に從つて連邦財産とならない場合には、当該財産が1に從つて連邦財産に伴い基本法によつてその行政事務を担当する行政機関に帰属する。中央国家又はラント及び市町村(市町村連合)に對してその他の公法上の団体から無償で移轉された財産の価値を有するものは、当該団体又はその権利の繼承者に無償で返還する。旧ライヒ財産は、連邦財産とする。

4 行政財産が1から3に従い又は連邦法に基づいて連邦財産となつた場合には、当該財産は、第三条が規定する地域の公の事務の遂行のために用いる。財産の価値を有するものの売却からあがる利益の利用についても、これを適用する。
第二二条(財政財産) 1 第三条が規定する地域における権利保有者に属する公の財産(不動産及び農林

大した対外経済関係、とりわけ経済相互援助会議の加盟国に対する既存の条約上の義務は、信頼の保護を享受する。対外経済関係は、すべての関係国の利益を考慮し、市場経済の原則及びヨーロッパ共同体の権限に留意して、発展させ及び強化する。統一ドイツの政府は、対外経済関係が専門的管轄の範囲内で組織的に適切な規律を受けるように配慮する。
2 連邦政府又は統一ドイツ政府は、第一項を考慮して、過渡期において対外貿易の領域でいかなる例外規定が必要であるかについて、ヨーロッパ共同体の権限のある機関と協議する。

第七章 労働、社会、家族、女性、保健及び環境保護

- 第二〇条(労働及び社会)
第二一条(家族及び女性)
第二二条(任意社会奉仕団体)
第二三条(保健)
第二四条(環境保護)

第八章 文化、教育及び科学、スポーツ

- 第二五条(文化)
第二六条(放送)
第二七条(教育)
第二八条(科学及び研究)
第二九条(スポーツ)

第九章 経過規定及び最終規定

第四〇条(条約及び協定) 1 一九九〇年五月八日のドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国との間の通貨同盟、経済同盟及び社会同盟の設立に関する条約から生じる義務は、この条約に異なつた定めがなく又はドイツ統一の樹立の過程で合意が目的を失わないう限り、今後とも効力を有する。
2 デイツ連邦共和国又は連邦ラントとドイツ民主共

和国との間のその他の条約及び協定から生じる権利及び義務は、ドイツ統一の樹立の過程で目的を失わない限り、国内の権限のある権利主体が引き受け、適応させ又は解決する。

第四一条（財産問題の規定）

第四二条（議員の派遣）

第四三条（ラント政府の樹立までの連邦

略

参議院に関する経過規定）

第四四条（権利の施行）

第四五条（条約の効力発生） 1 この条約（附属の議定書及び附属書一から三までを含む）は、ドイツ連邦共和国及びドイツ民主共和国の政府が効力発生に必要な国内的条件が満たされたと相互に通知した時に、効力を発生する。

2 この条約は、加入が効力を発生した後は、連邦法として法的効力を維持する。